

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 38 (2001. 3. 16)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

徳山ダム裁判 (行政訴訟) 証人尋問始まる 傍聴を!

<3月14日の被告側証人尋問>

事業認定処分の建設省担当者だった山崎房長氏に対する被告側主尋問が行われました。徳山ダムを治水のためのダムにみせかけようとするのは相変わらずです。また一方で公団の申請した水需要予測を「実態と乖離している」と退けながら、結論が全く同じ(=過大予測)となる別の予測方法を「妥当」とするなど、奇妙な論理が展開されました。このような主張を平然とできるのも、まだまだ無駄な公共事業を推進する勢力が力を持っているという現実の反映です。裁判がまともな論理の通る場となるためにも世論と政治の風向きを変えなくてはならないと改めて感じる一日でした(原告の方には山崎証人の陳述書を同封します。他に必要な方はお申し出下さい)。

今回は被告側主尋問の残り原告主尋問です。

【行政訴訟・証人尋問日程 (いずれも岐阜地裁)】

- ◎4月11日(水) 10時~12時 被告側証人主尋問
門松武氏 (中部整備局企画部長)
- 13時30分~17時 原告側証人主尋問
嶋津暉之氏 (水源連事務局:原告) / 富樫幸一氏 (岐阜大学助教授)
- ◎5月16日(水) 10時~17時 被告側証人反対尋問: 山崎氏
- ◎7月11日(水) 10時~17時 被告側証人反対尋問: 門松氏
- ◎8月29日(水) 10時~17時 原告側証人反対尋問: 嶋津氏・富樫氏

【住民訴訟・裁判日程 (いずれも岐阜地裁)】

3月21日(水) 16時 / 5月9日(水) 16時

3/4 やめよ! 徳山ダム 裁判2周年集会

午前中の冷たい雨は集会前には上がり、約50名の方々に参加して頂きました。

在問弁護士から、私たちの起こしている裁判2件と「徳山ダム鉤害裁判」(前号参照)について、裁判の内容・争点・見通しについて説明して頂きました。続いて収用委員会の経過報告(三浦真智)、大垣地域の水源転換問題(近藤)、「治水・地

工業用水余り、建設省担当者知っていた
徳山ダム事業認定
取り消し訴訟で証言
藤橋村で進む徳山ダム
建設で、市民グループ
「徳山ダム建設中止を求
める会」(近藤ゆり子代
表)のメンバーらが扇干
景園土交通(旧建設)相
手を相手取り、事業認定の
取り消しを求めた行政
訴訟の第十二回口頭弁論
が18日、岐阜地裁(書
山邦夫裁判長)であつ
た。
この日は、被告側の証
人として事業認定当時の
建設省土地収用管理室課
長補佐の山崎房長氏(50
が出廷。原告側が「認定
当時、木曽川水系の工業
用水が余っている」とを
知っていたか」と質問し
たのに対し、山崎氏は
「個人的には知っていた
が、(揖斐川流域の)徳
山ダムの認定審査には無
関係と判断した」と答え
た。
一方、山崎氏は被告側
の質問に答え、「木曽川
水系は濁水が頻発してお
り、その対策や治水のた
め徳山ダムは必要。環境
への影響も小さい」と証
言した。



盤沈下」についての行政の言い分の虚構（村瀬惣一）、大型猛禽類と生態系保全（上田）の報告、参加者からの意見・質疑応答がありました。

会場から、諫早湾の干拓工事の中断を要求している有明海の漁民に連帯メッセージを送ろうという意見が出され、参加者の賛同を得ました（3月5日に福岡県有明海漁連にファクスで送付）。

最後に「無駄な巨大公共事業の象徴である徳山ダム建設の中止を勝ち取っていく運動をさらに進めて行く」旨の集会宣言を採択して閉会しました。

「水源確保…必要なのか？費用は？」

大垣市は明確な回答をすべきだ

2月16日に大垣市の大藪水道課長と会見しました。「はっきりした計画はない」「現在の水源で量は十分確保できている」「しかし水源は一つより二つの方が良いのではないか、必要が生じることがあるかもしれないから、確保しておいたら良いのかもしれないと思っている」という相変わらず理解できない中身です。「必要性の根拠、いくらかかるのかの試算を早期に明確にして、市民に明らかにすること」を再度要求しました。

4月の大垣市長選には、5陣営が出馬を検討しているようですが、候補者が揃い次第、この問題についての意見を訊きたいと思います。

3月7日 福岡県星野村から視察団

福岡県八女郡星野村は、20年以上前に発表された「真名子ダム」計画によって村の入り口にあたる地域の水没の危機に立たされました。しかし「ダムで栄えた村はない」と、村を挙げて絶対反対の姿勢を貫き続けています。「真名子ダム建設反対星野村競技会」の方々が「徳山ダム」視察ということで、藤橋村を訪ねるとともに当会事務局を訪れて下さいました。私たちから伝えられるものはわずかで、むしろ星野村の方々から多くのことを学びました。「村が元気でいればダムをはね返せる」と、美しい自然及び山村の産業を活かした村づくりを進めて居られる姿に感動しました。

それぞれの地域の草の根の自治・自立こそが、ムダな公共事業をストップさせる一番大きな力であるとあらためて教えられた思いです。

TOPIC 1 田中・長野県知事

「脱ダム宣言」波紋を広げる

(01/2/20)

事務方との軋轢や議会から猛反発があるようですが、世論の大勢は支持しています。ダムを止めたい側、推進の側、いずれからも大きな注目を浴び、波紋を広げています。

中田
3/1

丸山 保江 大學生 51 たい」と述べています。ダム建設が先進国では見直されてきている時期、誠に妥当な意見だと思えます。長野県長野県の田中康夫知事の「脱ダム宣言」を頼もしく聞きました。強引に推し進めた公共事業が、全国各地で問題を提起しています。膨大な借財、と再生不能な自然環境だけが、うたがいの夢の後に残されました。『脱ダム宣言』頼もしく聞く。反対がなくなりながら、徳山ダムの建設が行われていきます。田中知事のよつに、百年、二百年先の人々が享受した結果にして考えられる政治家がいながら、あまりにも大きな代償をつた悲劇でしょう。速い将でした。知事は「百年、二百年、子孫たちはそれを立派な政治家と評価するか楽しみです。」

TOPIC 2 川辺川ダム・球磨川漁協 総代会

国の漁業補償案を否決 (01/2/28)

漁協の「同意」が得られず、川辺川ダムの本年度内着工は不可能となりました。この漁民の意思が崩されないよう、現地の運動体も頑張っています。

TOPIC 3 長良川河口堰裁判 (愛知) 判決 (01/3/2)

長良川河口堰建設費の償還分を一般会計から特別会計（工業用水道事業会計）に「長期貸付」という名目で支出していることを不当として（地方財政法で禁じられている一般会計から特別会計へ繰り入れにあたる）であるとして、起こしている訴訟です。

判決は、原告敗訴ですが、「水需要の存否が問題になる」ことを認めたという意味では他の裁判に少しは追い風にもなりうる判決です。また証拠調べもなしに水需要の存否に言及したのですから、「控訴してくれ」と言っている判決ともいえます（証拠調べなしに判断をすれば審理不実となる）。

原告団としては控訴する方針のようです。この「第2ラウンド」は内容が濃くなるはず。皆さんご注目を。

行政相手の裁判はほとんど勝てないという司法のあり方は問題ですが、それでもほんのわずかずつは前進が見られます。徳山ダム裁判ではこれをさらに前進させていく予定です。

TOPIC 4 有明海漁民・諫早湾干拓工事を中断に追い込む (01/3/6)

諫早湾の締め切りは有明海の環境に大被害を与えています。有明海の漁民は直接行動

をもって干拓工事の中止を迫り、ついに農水省に中断を決定させました。

有明海の問題、徳山ダムでも
有明海の問題は、危くさが建設されている。有明海
れていたことである。反対の例をみるまでもなく、宿
や懸念を押し切って進められた諫早湾の干拓事業が新
たなノリ不作問題の原因か、というのでは、何のため
め、岐阜県でも公共事業の
業の一つとして、徳山ダム
いま、岐阜県でも公共事業
のなか。

岐阜・福井 高倉揚水

発電所計画を中止 需要低下で効果見込めず

岐阜県藤橋村と福井県今庄町で進めていた高倉揚水発電所計画について、電源開発（本社東京都）と北陸電力（本社富山市）は計画の中止を決めた。九日中に電力需要の低下により、供
給計画を見直したためだと
いう。
総工費約三千五百億円
で、藤橋村に上池のダム
を、今庄町に下池のダムを
建設し、高低差で両町村の
中間にある発電所を稼働さ
せる計画。二〇一一（平成
二二）年度以降、最大出力
二百十万千瓦で運転を開
始する予定だった。現在は
地質調査を終えて環境調査
を進めていた段階で、用地
買収交渉は未着手だった。
電源開発によると、一九
九四年度以降、夏季の最大
電力はほぼ横ばいを続けて
おり、高倉揚水発電所建設
による効果は期待しにくい
ことが分かったという。
電源開発と北陸電力は七
二年、通産省（現経済産業
省）からの協力依頼を受け
て、共同で調査を開始。
一将来の需要動向を見守
る」として八四年に、調査
を中断したが、九四年に地
質や環境調査を再開してい
た。

今なら止めて止められな
いわけではない。無駄な公
共事業にしないためにも、
徳山ダム建設の是非を国民
の問題としてとらえ、議論
を尽くして、国民の総意に
よる方向に進めて欲しいと
思う。

岐阜市 自営業、佐藤仁義さん

2/16 日

TOPIC 5 高倉揚水ダム建設凍結 (01/3/9)

徳山ダムの上流にあたる高倉峠（イヌワシの営業地でもある）に計画されていた揚水発電ダムは、ダムに反対する地権者の方の粘りもあって、とうとう計画中止となりました。

TOPIC 6 設楽ダム建設ゴーサインか・・地元検討委 (01/3/14)

愛知県設楽街で計画されている設楽ダム建設の是非について、国土交通省が設置した「豊川の明日を考える流域委員会」は、14日、ダム建設を容認する方針を決めた。地元の自然保護団体などは、時代に逆行する決定と憤りを表している。

2月22日 岐阜県収用委は結審を強行 裁決は4月か？ 提訴に向けて準備を

私たちは審理の中断・凍結を求めてきましたが、岐阜県収用委員会は、2月22日に結審しました（抗議声明を出しました）。収用裁決は4月頃と予想されます。収用裁決については、直ちに取消を求めて提訴します。

収用裁決が出され次第、地権者の方には裁判の委任状をお送りしますのでよろしくお願ひいたします。

☆ 現在事業認定取消訴訟の原告となって居られる方は、必ず委任状をお出し下さい。（新たな提訴の原告にならないと「収用裁決を認容している」と受け取られるおそれがあり、すでに提訴している事業認定取消訴訟の原告としての訴えの利益がないと門前払いを食わされかねません。）

☆ 現在原告でない方も新たに原告となることができます。（原告会費＝半年5000円）

☆ 3月17日、瀬古由起子衆議院議員（共産）が徳山ダムに関して来垣。当会会員も懇談会に出席します。

☆ 徳山ダム鉦害訴訟（37号参照）の第2回口頭弁論が5月10日午前10時から岐阜地裁で開かれます。できる限りの傍聴をお願いいたします。

☆ 原告会費未納の方、よろしくお願ひいたします。一般会費・カンパ、よろしく。

藤橋・徳山ダムの土地収用

県収用委が結審

揖斐川上流の藤橋村で建設されている徳山ダムの土地収用について、県収用委員会（端元博保会長）は22日、土地トラスト運動を続けている市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」（上田武夫代表）の所有地に対する審理を結審した。裁決は1〜2カ月後に出る見通しだが、市民グループ側は裁決の内容次第で、取り消しを求める訴訟を起す方針。

同委員会には、6委員のほか、事業者の水資源開発公団職員13人が出席した。市民グループ側は、抗議のためほとんどが欠席し、男性1人だけが姿を見せた。これまでの審理では、同グループ側が事業者の水公団側に対し、徳山ダムの必要性などを質問した。公団側は、「収用委員会は話し合う場ではない」として、建設の是非については回答を避けてきた。同グループ側は、徳山ダム建設の事業認定取り消しなどを求める訴訟を起しており、「裁判ではつきりするまでは審理の中断を」と求めていた。同グループは結審を受け、「事業者の都合に合わせた収用裁決ありきで臨んだ収用委員会に抗議する。収用裁決も、その妥当性を司法の場で争う」と抗議声明を出した。【五味 香織】

2/23 毎日

「やめよ！徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫

編集責任：近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>

郵便振替：00800-7-31632

年会費 2000円